

ID: 111

担当部署: 保健課

処分の概要	支払額の減免		
例規名 根拠条項	八頭町更生医療給付等措置費負担命令規則 第4条第2項		
例規番号	平成17年規則第80号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (支払額の変更等)  第4条 町長は、医療給付等の措置の内容を変更したため、前条の規定による支払額を変更すべきこととなるときは、速やかにこれを変更するものとする。</p> <p>2 町長は、支払額がその支払義務者の負担能力に対し過重であると認めるときは、前条の規定にかかわらず、当該支払義務者の申請又は職権により、支払額を減額し、又は医療給付等の措置に要する費用の支払を要しないこととすること(以下「減額等」という。)ができる。</p> <p>3 前項の申請は、支払額減額等申請書(様式第1号)を提出してしなければならない。</p> <p>4 町長は、第1項の規定により支払額を変更し、又は第2項の規定によりその減額等を行うと決定したときは、負担命令の変更又は取消しを行うとともにその旨を受託機関等に通知し、同項の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該支払義務者に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日